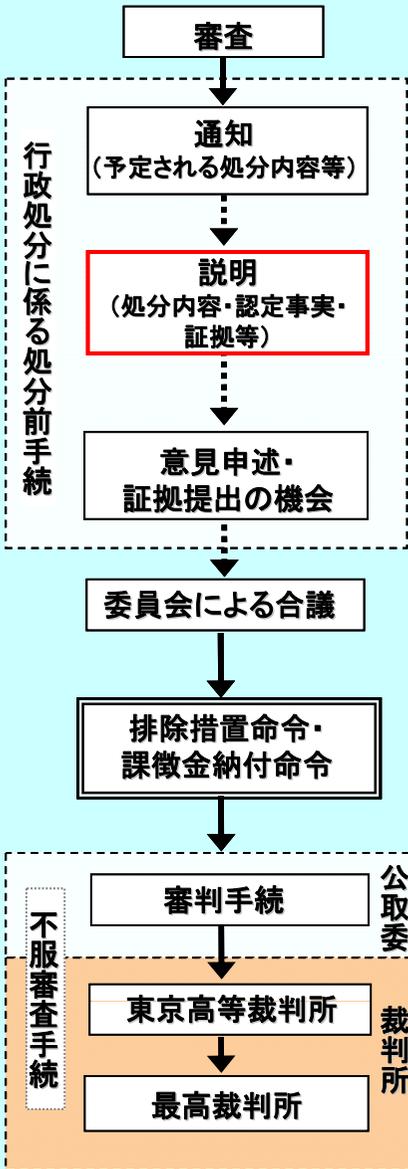


# 審判制度の廃止に伴う処分前手続・不服審査手続の見直し

## 現行の手続



## 【見直しの内容】

**＜処分前手続＞**  
**手続の更なる充実・透明化**

- 公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠については、閲覧・謄写<sup>(※)</sup>を認める。  
※ 謄写の対象は、自社の留置物及び自社従業員の供述調書
- 指定職員(手続管理官(仮称))が主宰する意見聴取手続の制度を整備。
- 意見聴取手続においては、質問や口頭による意見申述も可能。

**審判制度は廃止**  
不服審査手続において、公正取引委員会が検察官と裁判官を兼ねているとの批判を解消

**＜不服審査手続＞**  
**地裁審理の導入・専門性の確保**

- 第一審は東京地裁に管轄を集中(裁判所による専門的判断を確保)。
- 東京地裁における審理は3人の合議体で行う(5人による審理も可能)。
- 東京高裁では5人による審理も可能。
- 実質的証拠法則・新証拠提出制限は廃止。

## 見直し後の手続

